

令和元年 9 月 24 日

明石市指定給水装置工事事業者 各位

明石市公営企業管理者
西本 昇
(公印省略)

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について (通知)

日頃より、明石市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019 (令和元) 年 10 月 1 日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1. 有効期間及び更新の受付期間

※ 初回の更新手続きについては、水道局より事前にダイレクトメールにて通知します。
その際に更新に必要な書類等は、同封します。

明石市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	2020 年 (令和 2) 年 9 月 29 日までの 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	2021 年 (令和 3) 年 9 月 29 日までの 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	2022 年 (令和 4) 年 9 月 29 日までの 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	2023 年 (令和 5) 年 9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	2024 年 (令和 6) 年 9 月 29 日までの 5 年間

2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの (水道法第 25 条の 2を準用)

- (1) 様式第 1 (新規申請時の申請書と同様)
- (2) 様式第 2 (欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書 (法人) 又は住民票の写し (個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状又は技術者証の原本もしくは写し)
- (6) 指定更新時確認事項届 (明石市が確認する事項を記入するもの)

3. 明石市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4. 更新に係る事務手続き手数料（明石市水道条例第 30 条による）

15,000 円

5. 更新制度に関するお問い合わせ先

明石市水道局給水係

電話 078-918-5067